

「信仰」から「真実」へ

——『聖書協会共同訳』のピステイス (πίστις)

立山 忠 浩

一 『聖書協会共同訳』の特徴

『聖書協会共同訳』の特徴は「スコポス理論」の導入とされている。「スコポス」とはギリシア語で「目標」を意味する。対象読者と使用目的をどこに定めるかで、当然その目標は異なってくる。今回の翻訳事業では、「礼拝での朗読にふさわしい、格調高く美しい日本語訳」をスコポスと定めたのである。ただ、本小論の狙いはそのスコポス理論なるものの検証ではない。

翻訳の改訂で、重要な訳語の変更としてあげられたのが「ツアラアト」と「ピステイス・クリストゥ (πίστις Χριστού)」である。「ツアラアト」はこれまで、らい病から重い皮膚病へという具合に小改訂ごとに改訳されて

来た歴史があるが、今回は「規定の病」と訳された。これまでの言葉には差別用語の響きが否めず、それに配慮したのであろう。ただ、この新語には、当時の差別されていた人々の厳しい現実を十分に伝えているのかどうかという新たな疑問が生じよう。重要で難しい問題であるが、これもこの小論のテーマではない。

ここではもっぱら「ピステイス」の訳語が問題となる。なぜなら、「ピステイス」の改訳は、スコpos理論では説明しきれない事柄を含んでおり、またツアラートの訳語の変更とも異なる性質のものである。それは言葉の表現の違いの問題ではなく、信仰者にとっての、また聖書そのものの核心とも言える「信仰」理解そのものを揺るがすような極めて重要な変更だからである。

文語訳、口語訳、新共同訳という代表的な聖書は、「ピステイス (Fiducius)」をほぼ一律に「信仰」と訳して来た。しかし今回の『聖書協会共同訳』では、パウロの手紙(本小論ではローマ書、ガラテヤ書に限るが)において、従来の「(キリストを信じる) 信仰」に加えて、「(キリストの) 真実」という言葉が加えられることになった。これが最も注目すべき特徴である。

このことは、「信仰義認(信仰によって義とされる)」を旗印とするルーテル教会に特に新たな問いを投げかけることになる。「信仰義認」の「信仰」とは「真実」のことか、あるいは従来の「信仰」のことか、という問いである。

二 パウロ書簡における「信仰 (Fiducius)」という訳語

1 ローマ書

(1) 「真実」に変更された箇所

ローマ書はこれまで「信仰」と訳されて来た箇所が三九カ所に及ぶが、今回の『聖書協会共同訳』で「真実」となった箇所は以下の通りである。

一・一七〔聖書協会共同訳〕真、実、に、よ、り、信、仰、へ、と啓示されているからです。

〔新共同訳〕初めから終わりまで信、仰、を、通、し、て、実、現、さ、れ、る、の、で、す。

三・二二〔聖共〕神の義は、イ、エ、ス、・キ、リ、ス、ト、の、真、実、に、よ、つ、て、信、じ、る、者、す、べ、て、に、現、さ、れ、た、の、で、す。

〔新共〕イ、エ、ス、・キ、リ、ス、ト、を、信、じ、る、こ、と、に、よ、り、信、じ、る、者、す、べ、て、の、与、え、ら、れ、る、神、の、義、で、す。

三・二五〔聖共〕神はこのイエスを、真、実、に、よ、る、ま、た、そ、の、血、に、よ、る、贖、い、の、座、と、さ、れ、ま、し、た。

〔新共〕神はこのキリストを立て、その血によって信じる者のために罪を償う供え物とさないま
した。

三・二六〔聖共〕イ、エ、ス、の、真、実、に、基、づ、く、者、を、義、と、す、る、た、め、で、し、た。

〔新共〕イ、エ、ス、を、信、じ、る、者、を、義、と、な、さ、る、た、め、で、す。

(2) 「真実」とは改訳されなかったが、検討の余地のある箇所

「真実」か「信仰」か、どちらが適切かの検討を要する箇所がまだ存在する。その中で「真実」と訳すことが相応しいと思われる箇所が以下である。

一・一七 「正しい者は信仰によつて生きる」と書いてあるとおりです。

三・二七c 信仰の法則によつてである。

三・二八 私たちは、人が義とされるのは、律法の行いによるのではなく、信仰によると考えるからです。

三・三〇 神は、割礼ある者を信仰のゆえに義とし、割礼のない者をも信仰によつて義としてくださるの
す。

三・三一 それでは、私たちは信仰によつて、律法を無効にするのか。

四・一三 約束が、アブラハムとその子孫に対してなされたのは、律法によるのではなく、信仰の義による
のです。

五・一 私たちは信仰によつて、義とされたのだから、私たちの主イエス・キリストによつて神との間に平
和を得ています。

五・二 このキリストのお陰で、今の恵みに信仰によつて導き入れられ、…

九・三〇 義を追い求めない異邦人が義、しかも信仰による義を得ました。

一〇・六 信仰の義については、こう述べられています。

一〇・八 「言葉はあなたのすぐ近くにあり、あなたの口に、あなたの心にある。」これは、私たちが宣べ伝えていく信仰の言葉です。

2 コリント書

コリント書には一六箇所（Ⅰコリント書、Ⅱコリント書それぞれに八箇所ずつ）に「信仰」という言葉があるが、いずれも改訳されることなく「信仰」のままである。

3 ガラテヤ書

(1) 「真実」に変更された箇所

ガラテヤ書では「信仰」と訳されて来た箇所が一九カ所に及ぶが、「真実」と訳し変えられたところは以下である。

二・一六 a 「聖書協会共同訳」しかし、人が義とされるのは、律法の行いによるのではなく、ただイエス・キリストの真実によるのだということを知って、私たちもキリスト・イエスを信じました。

〔新共同訳〕けれども、人は律法の実行ではなく、ただイエス・キリストへの信仰によって義とされると知って、わたしたちもキリスト・イエスを信じました。

二・一六 b 「聖共」これは、律法の行いによってはなく、キリストの真実によって、義としていただくためです。

〔新共〕これは、律法の実行ではなく、キリストへの信仰によって、義としていただくためでした。
二・二〇 b 「聖共」私が今、肉において生きているのは、私を愛し、私のためにご自身を献げられた神の子の真実によるものです。

〔新共〕わたしが今、肉において生きているのは、わたしを愛し、わたしのために身を献げられた神の子に対する信仰によるものです。

三・二二 「聖共」約束がイエス・キリストの真実によって、信じる人々に与えられるためです。

〔新共〕神の約束が、イエス・キリストへの信仰によって、信じる人々に与えられるようになるためでした。

三・二三 「聖共」真実が現れる前は、私たちは律法の下で監視され、閉じ込められていました。やがて真実が啓示されるためです。

〔新共〕 信仰が現れる前には、わたしたちは律法の下で監視され、この信仰が啓示されるようになるまで閉じ込められていました。

三・二四 〔聖共〕 私たちが真実によつて義とされるためです。

〔新共〕 わたしたちが信仰によつて義とされるためです。

三・二五 〔聖共〕 しかし、真実が現れたので、私たちはもはや養育係の下にいません。

〔新共〕 しかし、信仰が現れたので、もはや、わたしたちはこのような養育係の下にはいません。

三・二六 〔聖共〕 あなたがたは皆、真実によつて、キリスト・イエスにあつて神の子なのです。

〔新共〕 あなたがたは皆、信仰により、キリスト・イエスに結ばれて神の子なのです。

(2) 「真実」とは改訳されなかったが、検討の余地のある箇所

「真実」か「信仰」か、どちらが適切かの検討が必要な箇所が以下である。

三・二 あなたがたが霊を受けたのは、律法を行ったからですか。それとも、信仰に聞き従ったからですか。(三・五)

三・七 ですから、信仰によつて生きる人々こそアブラハムの子孫であるとわきままえなさい。

三・八 聖書は、神が異邦人を信仰によつて義とされることを見越して、「すべての異邦人があなたに

よって祝福される」という福音をアブラハムに予告しました。

三・九 それで、信仰による人々は、信仰の人アブラハムと共に祝福されるのです。

五・五 私たちは、霊により、信仰に基づいて、義とされる希望を、心から待ち望んでいます。

五・六 キリスト・イエスにあつては、割礼の有無は問題ではなく、愛によって働く信仰こそが大事なのです。

三 「キリストの眞実」の改訳の根拠

「キリストを信じる信仰」か「キリストの眞実」か、この二つの訳語のどちらが適切なのかという判断は、Titus Kuntzの Kuntz という属格をいかに解釈するかにかゝる。新約聖書学者たちを中心に論じられていることであるが、それを目的格属格（キリストを信じる信仰）に解釈するか、あるいは主格的属格（キリストが眞実であること）に理解するかで分かれることになる点ではほぼ一致している。ゆえに、問題はそこどちらを選ぶのかの根拠である。

この問題を積極的に論評し、「キリストの眞実（あるいは信実、まこと）」と訳すべきことを提唱して来た邦人の学者たちとして以下を挙げることができよう。

1 太田修司

日本でもっとも早くこの問題に注目し、公に問い始めたのは太田修司であろう。すでに一九八六年の論文で公にしている。^②

太田はガラテヤ書の『新共同訳』の「イエス・キリストへの信仰」(二16など)を中心に論じ、「イエス・キリストの信実」という訳語を提唱して来た。英米の神学者たちは「イエス・キリストの信仰」という表現を採り始めているらしいが、太田はそれでも良しとせず「イエス・キリストの信実」という言葉に拘っている。なぜなら『「ピステイス」は、神に対するキリストの信仰や忠実というよりは、むしろ信じる人間にとってキリストがもつ信頼性を意味する』^③と考えるからである。

では、太田はどのような根拠に基づいているのだろうか。先の論文の目的について太田は、「問題の句を主格的に解しうることを『証明』することではなく、…主格的解釈に立つならばパウロの主張の論点が明瞭になることと、逆に目的格的解釈に固執するならばその論点がぼけてしまうことを示す^④」こととしている。

そしてさらに見逃せないことは、「われわれは目的格的解釈を自明のように受けとっているが、この句を明確にその方向に介したのは一六世紀のM・ルターのドイツ語訳以後であって、パウロ書簡と同様に古いわけではない^⑤」と述べていることである。この問題は後述するが、我々ルーテル派に身を置く者にとって回避してはいけない難題である。

2 田川建三

田川建三も太田と同様に、これまでの「イエス・キリストを信じる信仰」という訳語を否定する立場に立ち、「イエス・キリストの信」という表現を用いている。「信」という一語だけの表現の不十分さや舌足らずを認めつつ、それ以上の言葉を見出し得ないとしている。読み方は「しん」でも「まこと」でも読者の自由に委ねている。⁶⁾

従来に対格的（目的格）な属格としての訳語が相応しくないことの根拠を、田川は西洋語に属するギリシャ語の特性に拠ることとし、以下のように説明している。⁷⁾

名詞の属格が対格的属格（キリストを信じる信仰）になる場合は、その属格がかかっている名詞（この場合は「信仰」）の方が他動詞に由来する名詞でなければならぬ。例えば「観察」ならば「観察する」は他動詞である。他動詞の場合には、属格の名詞をつければ主格的にも対格的にもなる。「私の観察」なら「私がなした観察」となり、「自然の観察」ならば「自然を観察すること」となり、両方の訳が可能となる。しかしその名詞が自動詞に由来するならば、属格の方は対格的属格にはなりえない。「息子の成長」なら「息子が成長すること」という主格的属格しかない。「息子を成長する」などという表現は成り立たないからである。

問題の「信じる」は日本語では他動詞になるが、ギリシャ語（ἐστεύω）では自動詞だと田川は指摘する。もし「〜を信じる」という意味の場合には、対格ではなく（「〜を」ということではなく）「〜に対して」という具

合に与格（あるいは前置詞をつける）で言う。ここから対格的属格とはなることはない。この説明に沿う箇所の場合が以下の二つである。

ガラテヤ二・一六 人が義とされるのは、律法の行いによるのではなく、ただイエス・キリストの真実によるのだということを知って、私たちもキリスト・イエスを信じました (καὶ ἠπιστεῖς εἰς Χριστὸν Ἰησοῦν ἐπιτεύοντες)。

対格表現はとれないので、εἰς という前置詞を用いることで「くを」という対格に訳すことができるわけである。

ガラテヤ三・六 アブラハムは神を信じた (Ἀβραάμ ἐπίστευεν τῷ θεῷ (与格))

ここでは前置詞を置くことではなく、与格の表現を用いる。それは「くに對して」というぎこちない表現になるので、実際には「くを信じた」と対格に訳しているのである。この二つの手法を用いること以外に「くを信じる」とは訳せない。ゆえに対格的（目的格）属格を採ることは文法上不可能だと田川は説明している。

文法上も、積義的にも「イエス・キリストの信」が適切であるにもかかわらず、「イエス・キリストを信じる信仰」と訳されて来た理由のひとつに、田川は太田と同様にルターの影響を挙げる。すなわち「イエス・キリストを信じる信仰」(durch den Glauben an Jesus Christus)とルターは訳し、私たちの信仰を強調した。その結果、「信仰義認」と言うときの「信仰」は、通常「私たちの信仰」を意味することになったと言うのである。

田川の文法上の解説を批評するほどの知識を著者は有しないが、説得力のある説明に聞こえる。ただ、田川の「信」の訳語ですべてが解決するのではない。肝心な「信」の意味をそれ以上探求しないからである。いや、それは新約聖書学者の領分を過ぎるという誠実さから来る姿勢かも知れない。しかし、パウロの「信」の意味の不十分さや曖昧さを残したままという印象は否めない。これは「ザツへ (Sache)」と言うべきもので、聖書を読む者が一番知りたいことであり、またそれがパウロのもっとも重要な私信だからである。さらに言えば、これまでの「信仰」の多くを「信」と改訳したことで、その「信」の意味が広がり、不透明さをさらに助長しているようにも思えるからである。

3 原口尚彰

原口尚彰はローマ三章二二、二六節とガラテヤ二章一六節、三章二二節を取り上げ、ピステイスの訳語の判断は三つの考察によってなされるべきとする。それが「語学的考察」「釈義的考察」「神学的考察」である。「語学的考察」だけではどちらの訳が適切かの判断ができないことから、どうしても「釈義的、神学的考察」が必要となると原口は指摘する。⁽⁸⁾

考察の結果、「イエス・キリストの信実」が良いと判断している(同氏はガラテヤ書の注解(『ガラテヤ人への手紙』二〇〇四年)では従来の訳を支持していたので、事実上の修正となる)。

但し原口は、それ以外のピステイスに関しては従来の「信仰」という訳語を支持している。例えば、ローマ書

三章二七節以降のピステイスについては「信実」ではなく「信仰」と訳すべきとされている。その理由は、二七節では二一〜二六節のキリストの信実に対する応答としての「人間の信仰」が述べられているからだと言う（『聖書協会共同訳』で「信仰による義」と小見出しがあるように）。これが原口の積義的、神学的考察によって得られた結論ということであろう。

しかしこれで問題が解決しているようには筆者には思えない。なぜなら、二七節以降の応答は「信実に対する応答」と解釈すべきだと考えるからである。それだけでなく、ガラテヤ二章一六節では「人が義とされるのは、律法の行いによるのではなく、ただイエス・キリストの真実によるのだということを知って」と『聖書協会共同訳』は改訳しながら、同じ表現としか思えないローマ三章二八節では「私たちは、人が義とされるのは、律法の行いによるのではなく、信仰によると考える」という具合に、従来の「信仰」を用いていることは、不徹底さと曖昧さが否めないからである。

4 カール・バルト

そもそも「イエス・キリストの信仰」ではなく「イエス・キリストの信実」と訳したのは、言うまでもなくカール・バルトである。『ローマ書』によっていちやく時の神学者となったが、彼は従来の「信仰」を「信実 (Treue)」と訳した。例えば、上述のローマ三章二八節は *Dem wir rechnen, daß der Mensch gerecht erklärt wird durch Treue Gottes.* と訳した。バルトは「信実」という言葉をさらに「神の信実」とまづ、ギリシヤ語原

文にない「神の」を付記したのである。これは今日の聖書学的立場からすれば逸脱であろう。しかしその逸脱が、これは（人間の）信仰という解釈の入り込む余地のない「神の信実」であることを明瞭にしたのである。

『ローマ書』の第一版が公になったのが一九一九年であり、丁度百年を経てしまった。これまでローマ書の代表的な一章一七節は、口語訳は「信仰から信仰へ」と訳され、新共同訳では「初めから終わりまで信仰を通して」という具合にさらに意味不明な訳語になっていた。これまでこのように訳し出された背景と経緯を筆者は知る由もないが、新約聖書学の専門家を中心に真摯に論じられた結論であろうことを疑うつもりはない。また筆者自身がそれを批判的に論じるほどの新約学の知識を有していない。しかし残念に思うことは、訳語が確定されるその過程で、組織神学者（あえて分類するならば）に位置付けられたバルトの翻訳など顧慮されることはなかったことである。そして百年の年月を経て、今回「真実により信仰へと」と改訳されたことは評価すべきことである。

しかしながら、依然として「真実」への改訳は部分的に留まっている。その代表例がローマ三章二七節である。それゆえに、依然として新約学者だけの課題でなく、組織神学の課題でもあり、そして聖書のザツへの探求に日々取り組んでいるはずの我々の課題でもあると言わなければならない。

5 小川修

小川修は新約聖書学者ではないが、「イエス・キリストの真実」の問題を長らく追及して来た人物である。こ

の主題に関して日本では、太田修司が最初に本格的に論じることになったことは既に指摘したが、実は小川の探求はもっと以前から始まっていた。小川はカール・バルト（特に『ローマ書』）、そして滝沢克己に啓発された。既述のようにバルトは新約聖書学者ではなかったが、「キリストの信実」という神の義を提唱した人物であった。小川もこの流れに属する人物であり、バルトを介してのパウロ理解にいち早く取り組んでいたことが、彼の諸論文や講義録で認められる。小川のパウロ理解については、同志社大学大学院で三年に亘り開講された三大書簡の講義（二〇〇七年～二〇一〇年）で展開されている。^⑩

小川は「真実」や「信実」という言葉ではなく「まこと」という言葉を用いた。^⑪ローマ書一章一七節の言葉をパウロの根幹的な理解を認識し、「神の〈まこと〉から人の〈まこと〉へ」という表現を繰り返している。この独特の言葉からも推察されるように、小川の言説は上記の新約聖書学者と同じ立場に立っているが、それだけではない。

例えば太田は『ピステイス』は、神に対するキリストの信仰や忠実というよりは、むしろ信じる人間にとつてキリストがもつ信頼性を意味すると考えられる」と説明した。それを小川も否定しないが、それよりももっと広い意味を視野に置く。つまり「イエス・キリストの信実」の根底に、その前に、「神のピステイス（まこと）」があるからである。イエス・キリストという史的イエスの信実を尊重しながら、しかしそれを超えた「神のピステイス」をパウロは根底にしていると小川は考えるのである。ここからパウロのピステイス理解は、キリスト教という一宗教の「まこと」ではなく、他宗教や諸思想をも巻き込み、またそれらと対話し得るものとして展開されて行くことになる。

「キリストの信仰」から想起することは、イエスの神への信仰（信頼）がもつとも顕われた十字架の出来事（最後の晩餐、ゲッセマネの祈り、十字架上の言葉など）である。つまり、史的イエスの神への信仰（信頼）である。これに対し「キリストの真実」とは「キリストという真実」という意味である。史的イエスを知らず、このことにほとんど言及しないパウロにとって、キリストの出来事は「真理」とでも言うべきものであり、実に普遍的なことであった。

四 「キリストの真実」とは

1 第一のピステイスと第二のピステイス

では、「キリストの真実」による義認とはどういう意味か。それは「キリストの出来事」（十字架の出来事）であって、私たちの信仰のことではない。私たちの信仰の以前に、それとは関係ないところで、根源的な義認が起きているという意味である。これを滝沢克己は「原事実」と呼び、小川修は「第一のピステイス」あるいは「第一義の義認」という言い方をしたが、私たちの人間の信仰と区別し、その順序を明確にするならば、自ずとこのような言い方になるはずである。

だからと言って、私たちの人間の信仰が否定されたり、蔑ろにされるのではない。自覚的な信仰や決断と言う

べき我々の信仰は必然である。しかしその我々の信仰に先立ち、それらの信仰の有無や強弱とはなんら関係ない出来事があることを強調しているのである。

これをルターは「受け身（受動的）の義」と言ったのであろうが、まず我々が第一義の義認を認識し、「受け身（受動的）」にそれを感謝をもって受け入れることが私たちの信仰であり、それを小川のように「第二のピステイス」と呼ぶこともできよう。

ここで整理されなければならないことは、私たちが義とされる（救いに与る）根源的な原因（主因）は「キリストの真実」であり、私たちの信仰ではないことである。これが原理原則であり、真実の法則（ローマ三37）であり、キリストの法則である。またモーセ律法と異なるキリストの律法（ガラテヤ六2）でもある。この基本的で、核心的なピステイス理解をもってパウロ書簡を読むならば、ピステイスをどのように訳すべきか、その困難さと曖昧さは多くが払拭できるはずである。

曖昧さとは、例えば田川建三がそのほとんどを「信」と訳したことであった。曖昧なままにしておくべきピステイスもあるが、中でも重要なピステイスの訳語で明瞭となるべきものがある。それはこの度の『聖書協会共同訳』についても言えることである。

2 『聖書協会共同訳』に残る曖昧さ（不徹底さ）

この原理原則を据えて今回の『聖書協会共同訳』を検討すると、「キリストの真実」と訳された「ピステイス

(Fors)」以外にも、「キリストを信じる(私たちの)信仰」ではなく、「キリストの眞実」と訳した方が相応しい箇所がより顕著になる。すでにそれらの箇所は列挙したが、特に言及すべき代表箇所がローマ三章二七節〜三節の以下である。

・「信仰の法則によつてである」は「眞実(まこと)の法則によつてである」。

・「私たちは、人が義とされるのは、律法の行いによるのではなく、信仰によると考えるからです」は「眞実によると考えるからです」。

・「神は、割礼ある者を信仰のゆえに、義とし、割礼のない者をも信仰によつて義とさせていただきます」は「…眞実のゆえに、義とし、…眞実によつて、義として…」。

・「それでは、私たちは信仰によつて、律法を無効にするのか」は「眞実によつて、律法を無効にするのか」。

五 ルターのピステイス理解

1 「キリストを信じる信仰」

ルーテル派で「信仰義認」と言った場合に、その「信仰」とは何か。「信仰によつて義とされる」とは「キリ

ストを信じる『信仰』によって義とされる」という意味ではなからうか。その人の「信仰」のことであり、その信仰次第で義認が決定されてしまうことにどうしてもなってしまうことを認めなければならない。

この信仰理解はどこから来たのだらうか。言うまでもなく、「塔の体験」と呼ばれるルターの聖書との出会いに始まる。詩編の研究を皮切りに、ローマ書、ガラテヤ書によってルターは「信仰義認」の確信を得た。この決定的な体験をルターは後にこう言っていることは周知のことである。

『福音には、神の義が啓示されている』（ローマ一17）というのと、『正しい者（義人）は信仰によって生きる』（ローマ一17、ハバクク二4）というのである。そこで神の義とは、義人が神の賜物によって、すなわち、信仰によって生きる、そのような義であることを理解し始めた。それはこういう意味だ。神の義、すなわち、恵み深い神が信仰によって私たちを義とされる受け身（受動的）の義は福音によって啓示された」と。（ヴィッテンベルク版「ラテン語著作全集」第一巻序文）

神の義は「受け身の義（受動的な義）」であり、「神の賜物」であるとルターは確かに理解した。しかしその「受け身の義」とは、結局は、神が（私たちの）信仰によって義とされるという「受け身の義」でもあった。ここにルターの不徹底さを見なければならぬ。いや、ルターの中では明瞭であったに違いないが、しかし上記の表現は、神の義が、つまり信仰義認の義認の第一の根拠が、人間の信仰に拠るかのような曖昧さを残した表現であったと言っべきであろう。

これをさらに助長することになったのが、ルターの聖書翻訳であった。パウロ書簡に頻繁に出て来るピステイスをルターはどう訳したのだろうか。

2 ルターは「ピステイス (πίστις)」をどう訳したか

ここではパウロ書簡、しかもローマ書とガラテヤ書に限るが、ルターの翻訳では、「ピステイス (πίστις)」はほぼ「キリストを信じる信仰」の意味に訳されている。⁽¹⁾ 言い方を変えれば、「キリストの真実」と訳すべきピステイスまでも「キリストを信じる信仰」と訳したことになる。その代表的な箇所がローマ一章一七節である。ルターの聖書訳は一五二二年と一五四六年があるが、それが以下である。

一五二二年：「義人は(その人の)信仰によつて生きるであらう」と書いてあるように。

wie denn geschrieben steht, Der gerechte wird leben aus seinem Glauben.

一五四六年：「義人は(その人の)信仰に「生きる」と書いてあるとおりです。

wie denn geschrieben steht, Der Gerechte wird seines Glaubens leben.

一九八五年(現代ルター訳)：「義人は信仰から「生きる」であらう」と書いてあるように。

wie geschrieben steht: »Der Gerechte wird aus Glauben leben.«

因みに、原文と日本語訳は以下の通りである。

καθὸς ἔγγραπται ὁ θεὸς δίκαιος ἐκ πίστεως ἠθέηται.

口語訳：「信仰による、義人は生きる」と書いてあるとおりである。

新共同訳：「正しい者は信仰によって生きる」と書いてあるとおりです。

聖書協会共同訳：同右

「」の箇所は旧約のハバク書二章四節の引用であるが、ヘブライ語では「正しき人はその信仰によって生きる」（『聖書協会共同訳』）と訳すことが適切である。つまりルターが訳したように、「（その人の）信仰による義人は生きるであろう」が正しいのである。ところが、パウロのハバク書の引用は、セプトゥアギンタのギリシャ語からであり、それは ἐκ πίστεως (πίστεως の前に人称代名詞はない) となっている。これをカール・バルトが「義人は（神である）私の信実によって生きるであろう（Die Gerecht wird leben aus meiner Treue）」と訳したのである。ここには当然議論が生じよう。パウロのハバク書の引用がヘブライ語と異なっていることから、元もとの原文の方から訳すべきだという見解もあろう。しかしパウロがセプトゥアギンタから引用したからには、そちらの方にパウロの意図を見出し、それを忠実に訳すべきだということにもなるはずである。ここで我々は両者の選択に迫られることになるが、パウロの主旨からすればバルトの解釈を支持せざるを得ない。

ここで我々が確認しなければならないことは、ルターはここにおいても、神のピステイスという理解ではな

く、人のピステイスと受け取っていることである。

ルターが宗教改革によって「信仰義認」のテーゼを確立し、それをパウロ書簡（特にもローマ書、ガラテヤ書）がパウロの私信であるにもかかわらず、それを「キリストを信じる信仰」（私たちの出来事）とルターの問題意識を強く反映させた解釈になっ

3 ルーテル派の課題

ルターが宗教改革によって「信仰義認」のテーゼを確立し、それをパウロ書簡（特にもローマ書、ガラテヤ書）がパウロの私信であるにもかかわらず、それを「キリストを信じる信仰」（私たちの出来事）とルターの問題意識を強く反映させた解釈になっ

と、ルターが宗教改革によって「信仰義認」のテーゼを確立し、それをパウロ書簡（特にもローマ書、ガラテヤ書）がパウロの私信であるにもかかわらず、それを「キリストを信じる信仰」（私たちの出来事）とルターの問題意識を強く反映させた解釈になっ

我々はこれまで、ルターを通して聖書を読んで来た。ルターの信仰理解を基準として、ルターのパウロ書簡の注解を助けとして、ローマ書やガラテヤ書を解釈して来た（『ローマ書講義』、『ガラテヤ大講解』など）。つま

り、ルターの貢献に信頼し、そこに寄り掛かり、彼のパウロ書簡の読み方を基盤に置いて、そしてパウロの「ピステイス (πιστις)」も理解して来たはずである。無論、これからもルターの遺産を助けとして、聖書を読む態度に変わりはない。しかしそれだけに終始しているならば、どんな場合でもピステイスは「キリストを信じる信仰」と解釈されることにならないだろうか。

そうではなく、逆である。パウロの私信 (ザッヘ) からルターの信仰理解を問うことが求められているのではないか。このことは結果として、ルター自身の福音理解、信仰理解と言うものは、本来「キリストの真実」と同じ理解であったことに気づかされるはずである。さらに、後代の我々がいわゆる「(私の) 信仰による義認」を強調することに偏り過ぎていなかっただろうか、という省みを喚起することにもなるに違いない。

このような主張に、ルターの貢献やルーテル派の遺産を否定し、貶める不快な響きを感じる者もあろうが、そうではない。それは本来の聖書主義に立ち返ることであり、パウロの原音に肉薄することになるはずである。また、パウロの私信がキリスト教原理主義や偏狭な教条主義 (信仰至上主義) を生み出したことのように誤解されることがしばしばであるが、それは全くの誤りであり、むしろ他宗教や諸思想との対話の道を開き得るものであることに気づかされることにもなる。

注

- (1) 日本聖書協会発行の「聖書 聖書協会共同訳について」(二〇一八年)を参照。
- (2) 例えば、太田修司「ガラテヤ書における『イエス・キリストの信実』」(日本の聖書学Ⅰ、一九九五年)を挙げるこ
とができる。ただ、太田も指摘していることであるが、太田の以前には木下順治が挙げられる(パウロの『キリ
ストの真実』について)。
- (3) 同右、一二五頁。
- (4) 同右、一二六頁。
- (5) 同右、一二四頁。
- (6) 田川建三『新訳聖書訳と註3』作品社、二〇〇七年、一六六頁。
- (7) 同右、一六八頁。
- (8) 原口尚彰の論文「パウロにおけるイエス・キリストのピステイスの意義」(二〇一五年)を参照。
- (9) 諸論文は、小川修『小川修 パウロ書簡講義録』9、10巻(前・後期論文集)リトン、二〇一五、二〇一八年に収
集されている。
- (10) 諸講義は、小川修『小川修 パウロ書簡講義録』(ガラテヤ書は未刊)を参照。
- (11) 小川の以前には、前田護郎が『新約聖書』(前田護郎訳)で「まこと」と訳している。
- (12) ガラテヤ二章二〇節では *im Glauben des Sohn Gottes* (神の子の真実において)と訳しているが、例外的な訳と
言えよう。